平成２２年（フ）第２１９９２号
東京都青梅市野上町２丁目249―５
破産者　太田　愉子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０１３号
東京都江東区亀戸３丁目２―６―203
破産者　竹本　征男
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０３５号
東京都武蔵村山市岸１丁目10―32
破産者　揃江　正樹
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０３６号
東京都武蔵村山市岸１丁目10―32
破産者　揃江　知子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０５２号
東京都葛飾区堀切１丁目38―５―403
破産者　太田　　昭
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９１号
東京都北区田端３丁目４―12―403、開始決定時の住所埼玉県富士見市針ケ谷１丁目17―12　アデュールみずほ台ハイライズ１―401
破産者　大久保宗勇
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０９５号
千葉県鎌ケ谷市南初富２丁目15―36
破産者　曲山　雄二
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１０１号
東京都小平市上水本町３丁目13―22―103
破産者　佐藤　　励
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１１４号
埼玉県ふじみ野市東久保１丁目35―８
破産者　中嶋　昭子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１８９号
東京都葛飾区西亀有２丁目28―９―407
破産者　衣川亜紀子
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３号
埼玉県草加市谷塚町1175―301
破産者　富山　貴仁
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２号
東京都江戸川区松本２丁目６―15―301
破産者　山口　孝明
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１６号
東京都中央区新川１丁目27―７―1102
破産者　宮崎　　静
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２３７号
千葉県東金市丹尾36番地６
破産者　有限会社東総興業
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９３３号
東京都渋谷区本町３丁目43番３号
破産者　ケーツー・アンド・パートナーズ株式会社
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５３号
東京都港区南麻布５丁目15―14―501
破産者　永井　好明
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７８９５号
東京都江戸川区春江町２丁目48―14―604
破産者　向原いずみ（旧姓大崎）
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１１号
東京都渋谷区神宮前６丁目23番２号
破産者　株式会社アロハ・プロダクションズ
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１２号
東京都渋谷区神宮前６丁目23番２号
破産者　有限会社ブーガルー
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９０１３号
東京都目黒区中目黒２丁目６―23―403
破産者　山中　浩郎
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３９号
東京都武蔵村山市中央１丁目18番地の３
破産者　岡田由紀子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１９２３号
神奈川県綾瀬市寺尾釜田２丁目４番28号
破産者　有限会社大城建設
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８５号
横浜市磯子区杉田坪呑２番３―701号
破産者　有限会社ジェイ・エス・テック
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部